

振り込め詐欺救済法について

平成 19 年 12 月「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が成立し、平成 20 年 6 月 21 日に施行されました。

本法律は、振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を被害に遭われた方に支払う手続などを定めた法律です。

■ 本法律の対象となる犯罪利用口座の公告

対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。

[預金保険機構のホームページ（外部サイト）](#)

弊行では、下記のお問合せ先にて、振り込め詐欺等の犯罪被害金を弊行の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けさせていただきます。

◆ 振り込め詐欺等被害に関するお問合せ先

西京銀行 お客様サービス室

TEL 0120-129-319

受付時間：平日 9:00～17:00（銀行休業日を除きます）